別　紙

|  |
| --- |
| 現場代理人の常駐義務緩和に係る申請・承認書 |
| １ 申請対象工事 |
| 工事担当課名 |  |
| 工事番号・工事名 | 第　　号 |
| 工 事 箇 所 |  |
| 工 事 概 要 |  |
| 契 約 金 額 |  |
| 工 　　　期 | 平成　　年　　 月　　 日～平成　　年　　月　　日 |
| 配置予定現場代理人氏名 |  |
| 配置予定主任技術者氏名 |  |
| ２ 配置予定現場代理人が現在従事している工事 |
| 工事担当課名 |  |
| 工事番号・工事名 | 第　　号 |
| 工 事 箇 所 |  |
| 工 事 概 要 |  |
| 契 約 金 額 |  |
| 工　　　 期 | 平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日 |
| １との重複期間 | 平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日 |
| 主任技術者氏名 |  |
| 上記配置予定現場代理人を当該工事の現場代理人とすることについて承認願います。平成　　年　　月　　日矢　祭　町　長　様会 社 名代表者名 　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 上記配置予定現場代理人を当該工事の現場代理人とすることを裏面の条件により承認します。平成　　年　　月　　日会 社 名代表者名　　　　　　　　　　　　　　 様矢　祭　町　長　　㊞ |

※ 緩和の対象が３件になる場合には、この用紙を２枚作成すること。その際、すでに常駐義務緩和している工事名等を「２ 配置予定現場代理人が現在従事している工事」欄にそれぞれ記入し、新たに対象とする工事を「１ 申請対象工事」欄に記入すること。

（裏面）

現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書の承認に当たって付す条件は、次のとおりです。

（１） 緩和が承認された工事現場において、次の事項を履行すること。履行されていないことが確認された場合には、緩和の承認を取り消すものとする。

① 現場代理人が不在となる工事現場においては、工事現場の取締りのほか、工事の施工に関する事項を処理できる責任者を指定し、必ず配置すること。

② 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。

③ 現場代理人が工事現場を離れるときは、現場の安全管理の徹底を図るとともに、監督員と必ず連絡が取れる体制を構築すること。

※ ただし、緩和の承認を受けた工事の施工に当たっては、次の場合に限り上記①、②、③の義務事項を除外する。

ア）工事が完了して竣工検査の待機中となっている場合

イ）契約後の準備期間中で、工事に着手していない場合

ウ）片方の工事（３件の場合にはいずれか２件）が中止または休止となっている場合

④ 常駐義務緩和対象工事に係る連絡体制表を作成し、関係する監督員全員に提出すること。

⑤ 現場代理人は、１日に１回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理に当たること。

⑥ 現場代理人は、労働安全衛生法及び労働安全規則に基づき、安全衛生推進者、安全衛生責任者などを選任すること。また、作業主任者が必要な作業においては必ず配置すること。

（２） 緩和が承認された工事現場において、安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故が発生した場合は直ちに緩和の承認を取り消すものとする。

（３） 受注者が工事発注者から現場代理人の常駐義務緩和の承認を取り消された際に、新たな現場代理人を配置することができない場合には、工事発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとする。